

無許可で製造された化粧品を販売・授与することは禁止されています！ －手作りせっけん等の取扱いにも十分注意しましょう－



○身体に使用するためのせっけん※は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「薬機法」という。)]に基づく【化粧品】に該当し、製造(作る)／製造販売(市場に出荷)するには許可が必要です。



※他にハンドクリーム、入浴剤(バスボム、バスソルト等の浴用化粧品)など、身体の清潔、美化するために身体に使用されるものは「化粧品」です。



例えば無許可で…こんなことしていませんか？

- ・自宅で作った化粧品を、インターネットやフリーマーケットで販売する
- ・自分で作った化粧品を、他の人へプレゼントする など

許可を得ずに製造したものを、他の人に販売／授与(無償でプレゼント)することはできません。

○外国で製造された化粧品(例:入浴剤、香水等)を輸入して、日本国内で販売する場合にも「化粧品製造業」と「化粧品製造販売業」の許可が必要になります。

○輸入製品の外包に、邦文のラベルを貼付する必要があります。
(薬機法施行規則第221条の3第1項で準用する規則第218条)



○許可を得ずに化粧品を製造し、製造販売していた場合は、薬機法第12条、第13条に違反する疑いがあります。



○違反した場合の罰則規定が設けられています。(法第84条、法第86条)

- ・許可を得ずに化粧品を製造していた場合
法第13条違反・・・1年以内の懲役若しくは100万円以下の罰金
- ・許可を得ずに化粧品を製造販売していた場合
法第12条違反・・・3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金

化粧品製造業、化粧品製造販売業許可に関する問い合わせ先

宮城県保健福祉部薬務課薬事温泉班(製造業担当) TEL:022-211-2652

